

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日の翌
日とする)

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第五款 削除(第一百八条―第一百二十条)」を「第五款 野菜
試験場(第一百八条―第一百二十条)」に改める。

第六条第一項の表中

青少年室 青少年主幹

を

青少年室

に、
土地対策室

を
土地対策課 企画員

に、
商工振興課

工業開発係・通商係

を
通商観光課

工業開発係・通商係・観光係

に改め、

観光課

振興係・観光係

を削り、

造林課

県営林室・治山係・保安林係・
普及指導係・林業専門技術員室

造林係・保護係・

を

造林課県営林室・治山係・保安林係・林地保全係・
保護係・普及指導係・林業専門技術員室

造林係・

に、

耕地課

企画調査室・管理係・指導係・換地係・
土地改良係・ほ場整備係・農道係

を

耕地課

企画調査室・管理係・指導係・換地係・
水利防災係・ほ場整備係・農道係

に、

都市計画課

審査係・計画係・区画整理係・街路係・公園緑地係・下水道係

区画整理係・街路係

係

に、

砂防課

砂防係・利水係

建築課

住宅管理係・住宅建設係・指導係・発係・一般営繕係・学校営繕係・設

を

都市計画課

審査係・計画係・公園緑地係

下水道課

管理係・企画指導

計画開
備係

を

砂防利水課

管理係・砂防係・利水係

建築課

管理係・住宅係・建設係・指導係・開発係

営繕課

営繕第一係・営繕第二係・設備係

に改める。

第六条第二項中「公聴係を」の下に、「商工労働部商工指導課企業診断室に商業診断係及び工業診断係を」を加える。

第九条の二土地対策室の項中「土地対策室」を「土地対策課」に改める。
第十条の二環境保全課の項第六号中「維持管理」の下に「の指導」を加える。

第十一条商工振興課の項中「商工振興課」を「通商観光課」に改め、同項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 観光事業の振興に関すること。

八 観光宣伝に関すること。

九 観光事業団体の育成及び指導に関すること。

第十一条観光課の項を削る。

第十二条農産園芸課の項第四号中「果樹試験場」の下に、「野菜試験場」を加える。

第十三条都市計画課の項第一号中「都市計画事業」の下に、「(下水道に関するものを除く。)」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項の次に下水道課の項として次のように加える。

下水道課

一 流域下水道に関すること。

二 その他下水道(下水道の終末処理場の維持管理の指導に関するものを除く。)に関すること。

第十三条河港課の項第三号中「砂防課」を「砂防利水課」に改め、同条砂防課の項中「砂防課」を「砂防利水課」に改め、同条建築課の項中第十号から第十三号までを削り、第十四号を第十号とし、第十五号を第十一号とし、第十六号を第十二号とし、同項の次に営繕課の項として次のように加える。

営繕課

一 県有建物の営繕に関すること。

二 公共建物の委託営繕に関すること。

三 建物の評価に関すること。

四 建築工事の施行基準(設計単価及び歩掛を含む。)の作成に関すること。

第十八条の表中「土地対策室」を「土地対策課」に、

鳥取県農村地域 工業導入促進審 議会	鳥取県職業訓練 審議会	鳥取県観光総合 審議会
農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百二十二号）第十八条第一項の規定による農村地域工業導入基本計画及び農村地域工業導入実施計画の作成その他農村地域への工業の導入の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務	職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十七条第二項の規定による職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項の調査審議並びにこれらに關し必要と認める事項についての關係行政機関に対する建議に関する事務	鳥取県観光総合審議会条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第六号）第二条の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存その他観光事業の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申に関する事務
商工振興課	職業安定課	観光課

を

改める。

鳥取県農村地域 工業導入促進審 議会	鳥取県観光総合 審議会	鳥取県職業訓練 審議会
農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百二十二号）第十八条第一項の規定による農村地域工業導入基本計画及び農村地域工業導入実施計画の作成その他農村地域への工業の導入の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務	鳥取県観光総合審議会設置条例（昭和四十八年一月鳥取県条例第六号）第二条の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存その他観光事業の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申に関する事務	職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十七条第二項の規定による職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項の調査審議並びにこれらに關し必要と認める事項についての關係行政機関に対する建議に関する事務
通商観光課		職業安定課

に

第六十四条の表中

鳥取県立整肢学園

米子市

を

鳥取

鳥取

県立整肢学園

米子市

に改める。

県立鳥取療育園

鳥取市

第六十六条中「肢体不自由児施設」を「整肢学園」に改める。

第七十三条第一項の表の鳥取県鳥取保健所の項中

試験検査室

を

試験検査室

細菌検査係・理化学検査係

に改め、同表の鳥取県倉吉保健所の項中

試験検査室

衛生課

食品衛生係・環境保全係

獣疫係

を

衛生課

食品衛生係・監視指導係・獣疫係・環境保全係

に改め、同

表の鳥取県米子保健所の項中

試験検査室

を

試験検査室

細菌検査係・理化学検査係

に改める。

第九十六条第一項中「化学科」を「醸造科、製紙科」に改める。

第一百七条第一項の表の鳥取県八頭地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・事業係

を

耕地課

管理係・事業係・農営事業第一係・農営事業第二係

に改

め、同表の鳥取県米子地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・用地

係・事業係・農営事業第一係・調査係・中海干拓係

を

耕地課

管理係・用地係・事業係・農営事業第二係・農営事業第三係・調査係

農営事業第一係

に改める。

第一百十三条各号を次のように改める。

- 一 農業経営技術の改善に関すること。
 - 二 主要農作物の育種及び栽培に関すること。
 - 三 主要農作物の原種及び原々種に関すること。
 - 四 土壌肥料及び土壌保全に関すること。
 - 五 主要農作物の病害虫に関すること。
 - 六 農業機械化に関すること。
 - 七 土壌、肥料等の分析に関すること。
 - 八 その他農業の振興に関すること。
- 第一百十四条を次のように改める。

(内部組織)

第百十四条 農業試験場に、総務課、作物科、病虫科、育種科、原種科、土壌肥料科、土壌保全科、経営科、農機具科及び肥料検査室を置く。
 第百十六条第一号中「品種改良」を「育種」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第四章第五節第五款を次のように改める。

第五款 野菜試験場

(設置)

第百十八条 野菜試験場を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県野菜試験場	東伯郡大栄町

(分掌事務)

第百十九条 野菜試験場は、次の各号に掲げる野菜及び花き園芸に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。

- 一 野菜及び花きの育種及び栽培に関すること。
- 二 野菜及び花きの原々種に関すること。
- 三 野菜及び花きの土壌肥料に関すること。
- 四 野菜及び花きの病害虫に関すること。
- 五 野菜及び花きに関する機械器具に関すること。
- 六 野菜及び花き栽培技術者の養成に関すること。
- 七 その他野菜及び花き園芸の振興に関すること。

(内部組織)

第百二十条 野菜試験場に、総務課、栽培第一科、栽培第二科、病虫科、土壌肥料科及び分場を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県野菜試験場西伯分場	境港市

第百五十六条第一項の表の鳥取県倉吉土木出張所の項中

工務第一課	改良係・舗装係・都市計画係	を	工務第一課	改良第一係・舗装係・都市
-------	---------------	---	-------	--------------

改良第二係・計画係 に改め、同条第二項総務課の項第二号中「及び米子土木

出張所」を「米子土木出張所及び根雨土木出張所」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年六月一日から施行する。

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十七号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

告 示

鳥取県告示第四百九十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十年六月一日から施行する。

昭和五十年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県果樹試験場 東伯郡赤碓町大字松谷五六四の一」を鳥取県

果樹試験場 東伯郡赤碓町大字松谷五六四の一

に改める。

野菜試験場 東伯郡大栄町大字由良宿

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規

則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 野菜試験場の場長、科長及び研究員

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 鳥取療育園の理学療法士

第四条第三項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 鳥取療育園の看護婦

附 則

この規則は、昭和五十年六月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

同表の知事の事務部局の項中

課 長	出 納 室 長
青 少 年 室 長	土地対策室長(人事委員会 承認したものに限る。)
土 地 対 策 室 長	生活安定対策室長(人事委員 会が承認したものに限る。)

を

課 長	出 納 室 長
青 少 年 室 長	

に改め、

果樹試験場	場 長	百分の十六
-------	--------	-------

を

果樹試験場	場 長	野菜試験場	場 長
-------	--------	-------	--------

百分の十六
百分の十六

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年六月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)